
「桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」

届出の手引き



桜井市 環境部 環境総務課

はじめに

○太陽光発電設備を設置する方へ

令和6年10月1日以降に、届出の対象となる事業に係る工事に着手をする場合（増設、拡張等の事業変更を含む）は、届出が必要です。詳しくは、桜井市環境総務課までお問い合わせください。

太陽光発電設備の設置には、他の法令、条例等の手続きが必要となる場合がありますので、所管する行政機関の担当窓口で確認してください。

○届出の対象となる事業

太陽光発電設備の発電出力10kw以上の事業（屋根に設置するものを除く。）

○お問い合わせ先

桜井市 環境部 環境総務課

〒633-0052

奈良県桜井市大字浅古485-1（桜井市グリーンパーク 管理工房棟4階）

電 話：0744-45-2001

メール：greenpark1@city.sakurai.lg.jp

桜井市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の概要

○事業者の責務（第3条）

事業者は、事業の実施に当たり、この条例及び関係法令等を遵守し、地域住民等の理解を得るとともに、災害の発生を防止し、自然環境、生活環境、景観等の保全に支障が生じないよう、太陽光発電設備を常時安全かつ良好な状態に維持する必要があります。

事業者は、事業の実施に係る苦情、事故、被害及び紛争が生じたときは、必要な措置を講じて、自らの責任及び負担において、その解決に当たってください。

○事業禁止区域（第8条）

災害が発生した際に、人命に係わるような場所を事業禁止区域として設定しています。

- (1) 砂防指定地
- (2) 保安林
- (3) 地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 土砂災害特別警戒区域

○抑制区域（第9条）

市は、事業者等に対し、太陽光発電設備の設置が望ましくないと認める区域（抑制区域）において、事業を実施しないように協力を要請します。抑制区域は規則第4条に定めています。

【規則第4条】

- (1) 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域
- (2) 河川区域、河川保全区域
- (3) 土砂災害警戒区域
- (4) 国定公園の区域
- (5) 景観保全地区の区域、環境保全地区の区域
- (6) 風致地区の区域
- (7) 重点景観形成区域
- (8) 歴史的風土保存区域
- (9) 史跡名勝天然記念物が所在する区域、その近接する土地、周知の埋蔵文化財包蔵地
- (10) 県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域、その近接する土地
- (11) 桜井市指定文化財のうち記念物が所在する区域、その近接する土地
- (12) 農用地区域、第1種農地
- (13) 鳥獣保護区の区域

(14) 世界遺産暫定一覧表に記載されている「飛鳥・藤原」の構成資産候補である特別史跡
山田寺跡の区域、当該史跡に近接する土地

※事業禁止区域・抑制区域は、関係法令、条例等を所管する行政機関の担当窓口で確認して
ください。

・事業禁止区域の担当窓口

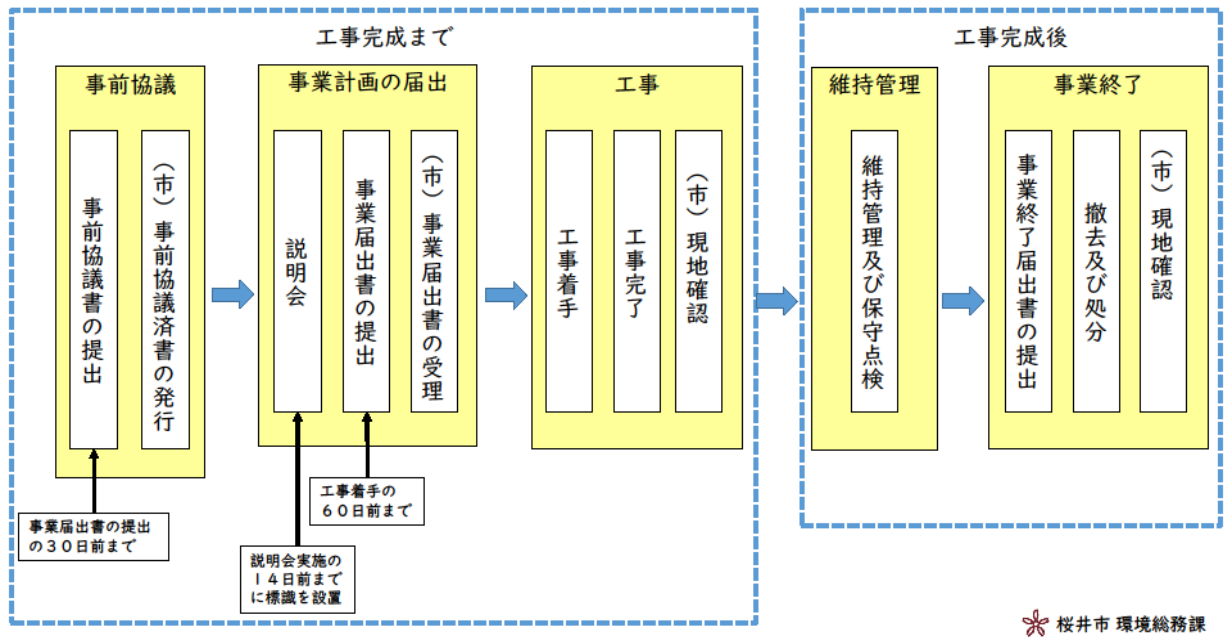
	担 当	お問い合わせ先
砂防指定地	県 中和土木事務所 管理課	0744-48-3073
地すべり防止地区		
急傾斜地崩壊危険区域		
土砂災害特別警戒区域	県 中和土木事務所 計画調整課	0744-48-3071
保安林	市 農林課	0744-42-9111（代表）

・抑制区域の担当窓口

	担 当	お問い合わせ先
河川区域	県 中和土木事務所 管理課	0744-48-3073
河川保全区域		
土砂災害警戒区域	県 中和土木事務所 計画調整課	0744-48-3071
宅地造成工事規制区域	市 都市計画課	0744-42-9111（代表）
国定公園の区域		
景観保全地区・環境保全地区		
風致地区		
重点景観形成区域		
歴史的風土保存地区		
農用地区域	市 農林課	
鳥獣保護区		
第一種農地	市 農業委員会	
史跡名勝天然記念物が所在する地域	市 文化財課	0744-42-6005
周知の埋蔵文化財包蔵地		
奈良県指定史跡名勝天然記念物		
桜井市指定文化財		
特別史跡山田寺跡の区域		

○手続きの流れ

標準的な手続きの流れ



○事前協議（第10条）

事業者は、市との事前協議を期間に余裕をもって行ってください。この事前協議によって、市は予め事業計画を把握し、必要な手続きや説明会を実施する地区等を確認します。また、事前協議が整った後に、市から事前協議済書（第3号様式）を交付します。

【提出書類】

- ・事前協議申請書（第1号様式）
- ・添付書類
 - (1) 事業者を証明する書類（個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書）
 - (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の規定により認定を受けた場合は、その事業計画等の写し
 - (3) 位置図
 - (4) 事業区域及びその隣接地の公図又は地籍図
 - (5) 事業区域の土地の登記事項証明書
 - (6) 事業区域調書（権利者一覧表）（第2号様式）
 - (7) 現況図（平面図及び縦横断図）
 - (8) 現況写真（事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの）
 - (9) 土地利用計画図（平面図及び縦横断図）
 - (10) 工作物設計図（平面図、立面図、断面図及び構造図）

- (11) 造成計画図（平面図及び縦横断面図）
- (12) 排水計画図（平面図）
- (13) 資力があることを証する書類（残高証明書、預貯金通帳の写し、融資証明書等）
- (14) その他市長が必要と認める書類

○標識の設置（第 11 条）

事業者は、地域住民等に事業の計画を公開し、周知するため、説明会を行う 14 日以上前から発電を開始する日まで、事業区域内の道路に面した見やすい場所に標識を設置してください。標識は、第 4 号様式を使用してください。

また、説明会の開催案内の看板も標識に近接して設置してください。

○説明会の実施（第 12 条）

事業者は、事前協議が整ったときは、地域住民等への説明会を開催し、地域住民等の理解を得られるよう努めなければなりません。この説明会は、地域住民等が参加しやすい日時、場所において開催してください。説明する内容は、下記のとおりです。詳しくは、第 6 号様式を確認してください。

【説明内容】

- (1) 事業計画の内容
- (2) 災害発生の防止（排水設備の整備、傾斜地での安全対策等）、自然環境、生活環境、景観等の保全に関する事項
- (3) 災害その他の非常事態への対応に関する事項
- (4) 構造の安全性
- (5) 事業期間中の安全管理
- (6) 事業終了後の措置に関する事項
- (7) 騒音、振動、粉じん及び雨水への対策に関する事項
- (8) 太陽光発電設備の保守、安全管理、維持管理
- (9) 質問、意見、要望とその対応
- (10) その他特記事項

※地域住民等とは、事業区域の境界から 100 メートル以内の区域に存する土地又は建築物の所有者及び占有者並びに事業の実施により生活環境等に著しい影響を受けるおそれがある者であって、その範囲については、規則第 3 条で定めています。

○届出（第 13 条）

事業者は、事業に係る工事着手の 60 日前までに市に届け出てください。また、事業の変更（増設、拡張、事業承継等）を行うときも届出が必要です。

【提出書類】

- ・事業届出書（第 5 号様式）
- ・添付書類
 - (1) 事前協議済書（第 3 号様式）
 - (2) 説明会実施状況報告書（第 6 号様式）
 - (3) 誓約書（第 7 号様式）
 - (4) 事前協議に提出した書類の内容に変更があった場合は、変更後の書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類

【事業変更届出】

事業変更をするときは、事業変更届出書（第 8 号様式）及び事業変更に関する計画の概要が分かる書類、図面等を市に提出してください。

【事業承継届出書】

事業承継をするときは、事業承継届出書（第 9 号様式）を市に提出してください。

○維持管理及び保守点検（第 14 条）

事業者は、太陽光発電設備の適正な維持管理を行ってください。事業期間中は、保守点検、保守点検に係る記録等を行ってください。万一、事故、災害により太陽光発電設備の損壊が発生し、周辺の自然環境等の保全に支障が出た場合、速やかに復旧等の必要な措置を講ずるとともに、市に報告してください。

○事業終了後の措置（第 15 条）

事業者は、事業を終了するときは、事業終了届出書（第 10 号様式）及び撤去及び廃棄処分に関する計画の概要を市に提出してください。届出の後、速やかに太陽光発電設備を撤去し、適正に処理してください。

○報告徴収及び立入検査（第 16 条）

市は、条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、または事務所や事業区域に市職員が立入りをを行い、書類等を検査する場合があります。

○指導及び助言（第 17 条）

市は、事業者に対し、事業の適正な実施のために必要な指導及び助言を行うことがあります。

○勧告（第 18 条）

市は、下記のいずれかに該当するときは、事業者に対し、適切な措置を講じるよう勧告

する場合があります。

- (1) 事前協議の指導に従わないとき
- (2) 必要な届出を行わない、または虚偽の届出をしたとき
- (3) 適正な維持管理を行わないなど
- (4) 事業を終了するときに届出をしないなど
- (5) 報告徴収及び立入検査のときに、報告や資料の提出をしない、立入検査を拒むなど
- (6) 指導に正当な理由なく従わないとき

○命令（第 19 条）

市は、下記のいずれかに該当するときは、事業者に対し、当該事業の停止を命じ、または自然環境等の保全のため、太陽光発電設備の除却等の必要な措置を講じるよう命じる場合があります。

- (1) 第 8 条に規定する事業禁止区域において事業を実施したとき
- (2) 勧告に正当な理由なく従わないとき

○公表（第 20 条）

市は、命令を受けた事業者が正当な理由なく命令に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに命令の内容を公表するものとします。

○国及び県への報告（第 21 条）

市は、条例第 20 条の公表を行った場合は、公表の内容及び公表の事実を国及び県に報告するものとします。この報告によって、国の固定価格買取制度（FIT 制度）等に係る認定が取り消される場合があります。

○附則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行します。

この条例の規定は、条例の施行日以降に事業に係る工事に着手する場合に適用します。

条例の施行日以前に着手した工事であっても、施行日後に当該事業に係る発電出力を 10kW 以上にしようとするときは、この条例の規定が適用されます。

○その他の注意事項

太陽光発電設備の設置に当たっては、「奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例」に係る県知事の許可が必要な場合があります。

また、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」や環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に則った事業を実施してください。